

監査委員 告 示 第 9 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年6月4日

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1. 監査等の種類

定期監査及び併せて行う行政監査

2. 監査等の対象

市立病院の財務に関する事務及びその他の事務

(令和4年度の定期監査時から令和5年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和5年度監査実施方針に基づき、財務等に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか、単純なミスを防ぐ等のチェック体制はどうなっているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

対象施設内、令和6年3月6日(水)～同年3月8日(金)

6. 監査等の結果

財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

契約状況については、提出された資料に基づく契約件数が 87 件であり、その内訳は、一般競争入札が 2 件、指名競争入札が 21 件、随意契約が 64 件であった。随意契約については、地方公営企業法施行令による契約が前年度と比較すると、5 件増の 33 件、塩竈市立病院契約規程に基づく少額随意契約は、前年度と比較すると、医学書購入が減少したこと等により 2 件減の 31 件であった。なお、31 件のうち 1 者見積の件数は 11 件、割合は 35.5%であり、前年度から 31.2 ポイント減少している。

今後も事業の性質・内容等から指名競争入札や 2 者以上からの見積が可能なものはないか検討され、契約の公平性、透明性の保持に努められたい。

服務については、令和 4 年 5 月から勤務管理システムを導入し管理しているが、出退勤の打刻の誤りなどの単純なミスが見受けられたため、運用方法等の周知徹底を行うなど、ミスを減らす工夫をされたい。